

平成 2 3 年 度

生 駒 市 病 院 事 業 会 計 予 算 書

生 駒 市

議案第10号

平成23年度生駒市病院事業会計予算

(総則)

第1条 平成23年度生駒市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 主要な建設改良事業

病院施設実施設計及び工事監理業務

病院用地造成工事

病院施設建築工事

(収益的支出)

第3条 収益的支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、営業運転資金に充てるため、一般会計から長期借入金33,278千円を借り入れる。

支 出

第1款 病院事業費用	33,278千円
第1項 医業費用	33,078千円
第2項 医業外費用	200千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 資本的収入	195,214千円
第1項 企業債	174,600千円

第2項 補助金	427千円
第3項 他会計からの長期借入金	20,187千円

支 出

第1款 資本的支出	195,214千円
第1項 建設改良費	195,214千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1資本的支出	1建設改良費	病院施設 建築工事	千円 5,044,000	平成23年度	千円 0
				平成24年度	2,522,000
				平成25年度	2,522,000

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
病院用地借上料	平成23年度から 平成53年度まで	千円 1,662,183

(企業債)

第7条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
病院建設事業	千円 174,600	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で 借り入れる場 合について、 利率の見直し を行った後 においては、 当該見直し後 の利率)	政府資金についてはその 融資条件により、銀行そ の他の場合にはその債権 者と協定するものとする。 ただし、企業財政の 都合により据置期間及び 償還期限を短縮し、若し くは繰上償還又は低利に 借換えることができる。

(一時借入金)

第8条 一時借入金の限度額は、174,600千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、  
又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければなら  
ない。

(1) 職員給与費 16,649千円

(他会計からの補助金)

第10条 新設改良事業のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、427千円  
である。

平成23年3月7日提出

生駒市長 山下 真